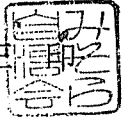


平成27年4月6日

四街道市長
佐渡 斉 様

みそら自治会会長 中村 信正



ごみ処理施設問題についての市と自治会との交渉の基本的取り決め事項

この書類は、ごみ処理施設問題に関し、4月の総会以降に行われる四街道市とみそら自治会との交渉を円滑に且つ、失われた時間を補うよう、交渉に際しての基本的な事項を、市とみそら自治会との間で、予め取り決めておくために作成するものです。

交渉に際しての基本的取り決め事項

1. 四街道市とみそら自治会との交渉の場（以下、交渉会と称す。）は、次の場合に設定するものとする。
 - (1) 四街道市市長（以下、市長と称す。）が必要と認めたとき
 - (2) みそら自治会会長（以下、会長と称す。）が必要と認めたとき

注： 第一回目の交渉会は、みそら自治会の総会（4月19日）終了後から4月末のできるだけ早い時期に行うものとする。
2. 交渉会の議事録は市が作成し、会長の確認を得た後に一部をみそら自治会に提出する。
3. 交渉会の開催場所は、原則としてみそら自治会集会場とする。
4. 傍聴について
 - (1) みそら住民の傍聴は、これを許可する。

但し、傍聴者の発言は出来ないこととする。傍聴者が発言をした場合は、直ちに對市交渉委員会委員長（以下、委員長と称す。）は退場を命じるものとする。
 - (2) マスコミ関係者の傍聴は、市長及び会長の双方が了解した場合はこれを許可する。
5. 録音、写真撮影について
録音、撮影は、市及び自治会ともにこれを許可する。
6. 交渉会の開催は、一回／月以上行うものとする。

上記内容に対する市の意見・要望提出日

交渉会は、四街道市民、議会及びマスコミ関係者の注目を集めるものと考えます。

それ故、交渉会は活発な議論の中にも節度ある場としたいと考えます。

従って、上記自治会提案内容に対し、意見・追加事項等が有りましたら、下記日時までに回答をお願いします。

回答日： 平成27年4月15日（水）

